【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月12日
【会社名】	株式会社ＥＲＴＨ　Ｇｒｏｕｐ (旧会社名　地盤ネットホールディングス株式会社)
【英訳名】	ＥＲＴＨ　Ｇｒｏｕｐ Ｃｏ.,Ｌｔｄ. （旧英訳名　Jibannet Holdings Co., Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　荒　川　高　広
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座１丁目10番６号
【電話番号】	03－6265－1834
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長　　髙　瀬　秀　人
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区両国３－25－５
【電話番号】	03－6265－1834
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長　　髙　瀬　秀　人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第８回新株予約権) 株主割当　　０円 (注)　会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 13,006,206,520円 (注)　上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2026年９月30日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）22,424,494株を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には実際に新株予約権の行使により発行される株式数が上記発行済株式総数を下回るため、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

１ 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年10月30日付で提出いたしました第８回新株予約権証券の発行に係る有価証券届出書及び2026年11月９日付けで提出いたしました当該有価証券届出書の訂正届出書の記載事項について、2026年11月12日付で半期報告書（第19期中）及び臨時報告書を提出したこと並びに筆頭株主等の動向を確認したことに伴い、参照書類を追加するとともに、記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２ 【訂正事項】

第一部　証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

５．筆頭株主等の動向及び主要株主の異動の見込み

第三部　参照情報

第１　参照書類

２　半期報告書

３　臨時報告書

４　訂正報告書

第２ 参照書類の補完情報

３ 【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

５．筆頭株主等の動向及び主要株主の異動の見込み

当社は、2026年10月30日開催の取締役会に先立ち、筆頭株主であるKAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.（2026年９月30日現在において当社の発行済株式総数の20.7%を保有）及び第２位の大株主である株式会社Kaihou（2026年９月30日現在において当社の発行済株式総数の9.5%を保有）から、KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.は、本新株予約権無償割当てにより割り当てられる第８回新株予約権の全部を自ら行使する資金を有していないため、2026年11月12日に、保有する当社普通株式の全部（4,800,000株）を株式会社Kaihouに対して、返還期日を2027年１月26日として無償で消費貸借する予定であること、株式会社Kaihouは、株主確定日時点で所有権を有する当社普通株式6,992,800株（KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.から消費貸借により取得した当社普通株式4,800,000株を含みます。）に対して第８回新株予約権6,992,800個の割当てを受ける予定ですが、全量行使のための資金が不足するため、そのうち一部を自ら行使した上でその残りについては、第三者に無償で譲渡する意向を確認しております。当社は、大株主である株式会社Kaihouに割り当てられる新株予約権の行使可能性を高めることは、第８回新株予約権の行使比率を高めることに資すると考えておりますので、株式会社Kaihouによる第８回新株予約権の第三者への譲渡については、譲渡先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び保有方針の確認を行ったうえで、原則として当社取締役会において承認する予定です。株式会社Kaihouによる第８回新株予約権の譲渡先については、詳細が判明次第、開示する予定です。

また、2026年11月12日に上記KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.から株式会社Kaihouに対する当社普通株式の貸株が実行されることにより、KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.が主要株主でなくなり、株式会社Kaihouが主要株主となること、また、2027年１月26日に当該貸株がKAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.に返還されることにより、再度KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.が主要株主となり、株式会社Kaihouが主要株主でなくなることが想定されます（但し、第８回新株予約権及び本第三者割当新株予約権の行使状況等によります。）。実際に主要株主の異動が発生した場合には、その旨を開示する予定です。

株式会社Kaihou並びに株式会社Kaihou及びKAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.から第８回新株予約権を譲り受けた第三者による第８回新株予約権の行使状況については、報告を受け次第、公表する予定です。

(訂正後)

５．筆頭株主等の動向及び主要株主の異動の見込み

当社は、筆頭株主であったKAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.（2026年９月30日現在において当社の発行済株式総数の20.7%を保有）及び筆頭株主である株式会社Kaihou（2026年９月30日現在において当社の発行済株式総数の9.5%を保有）から、KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.は、本新株予約権無償割当てにより割り当てられる第８回新株予約権の全部を自ら行使する資金を有していないため、2026年11月12日に、保有する当社普通株式の全部（4,800,000株）を株式会社Kaihouに対して、返還期日を2027年１月26日として無償で消費貸借を行ったこと、株式会社Kaihouは、株主確定日時点で所有権を有する当社普通株式6,992,800株（KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.から消費貸借により取得した当社普通株式4,800,000株を含みます。）に対して第８回新株予約権6,992,800個の割当てを受ける予定ですが、全量行使のための資金が不足するため、そのうち一部を自ら行使した上でその残りについては、自己資金での行使を希望する株式会社Kaihouの役員等を含む個人又は法人に無償で譲渡し、当該譲渡先による行使と併せて第８回新株予約権6,992,800個全部の行使を図る意向を確認しております。当社は、大株主である株式会社Kaihouに割り当てられる新株予約権の行使可能性を高めることは、第８回新株予約権の行使比率を高めることに資すると考えておりますので、株式会社Kaihouによる第８回新株予約権の第三者への譲渡については、譲渡先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び保有方針の確認を行ったうえで、原則として当社取締役会において承認する予定です。株式会社Kaihouによる第８回新株予約権の譲渡先については、詳細が判明次第、開示する予定です。

また、2026年11月12日に上記KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.から株式会社Kaihouに対する当社普通株式の貸株が実行されたことにより、KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.が主要株主でなくなり、株式会社Kaihouが主要株主となりました。また、2027年１月26日に当該貸株がKAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.に返還されることにより、再度KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.が主要株主となり、株式会社Kaihouが主要株主でなくなることが想定されます（但し、第８回新株予約権及び本第三者割当新株予約権の行使状況等によります。）。実際に主要株主の異動が発生した場合には、その旨を開示する予定です。

株式会社Kaihou並びに株式会社Kaihou及びKAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.から第８回新株予約権を譲り受けた第三者による第８回新株予約権の行使状況については、報告を受け次第、公表する予定です。

第三部 【参照情報】

第１ 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

(訂正前)

１ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第18期(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

2026年６月26日関東財務局長に提出

２ 【半期報告書】

該当事項はありません。

３ 【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年10月30日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2026年６月26日に関東財務局長に提出

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年10月30日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の規定に基づく臨時報告書を2026年10月30日に関東財務局長に提出

４ 【訂正報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月９日）までに、金融商品取引法第24条の５第５項に基づく上記３（２）の臨時報告書の訂正報告書を2026年11月９日に関東財務局長に提出

(訂正後)

１ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第18期(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)
2026年６月26日関東財務局長に提出

２ 【半期報告書】

事業年度　第19期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
2026年11月12日関東財務局長に提出

３ 【臨時報告書】

(1) １の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月12日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2026年６月26日に関東財務局長に提出

(2) １の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月12日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の規定に基づく臨時報告書を2026年10月30日に関東財務局長に提出

(3) １の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月12日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号の規定に基づく臨時報告書を2026年11月12日に関東財務局長に提出

４ 【訂正報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月12日）までに、金融商品取引法第24条の５第５項に基づく上記３（２）の臨時報告書の訂正報告書を2026年11月12日に関東財務局長に提出

第２ 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月９日）までの間において生じた変更その他の事項はありません。また、当該有価証券報告書には将来に関する情報が記載されていますが、当該事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月９日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来の事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び半期報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書及び半期報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月12日）までの間において生じた変更その他の事項はありません。また、当該有価証券報告書及び半期報告書には将来に関する情報が記載されていますが、当該事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月12日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来の事項もありません。